**支払計画書**

**１．支払条件**

業務実施契約（単独型）約款第15条及び第16条に関し、その一部については、以下のとおりとする。

第1条（前金払の上限額）

本契約においては、業務実施契約約款第15条に規定する前金払については、同条第1項ただし書の規定にしたがって、以下の各号のとおり分割した請求を認めるものとする。

|  |
| --- |
| *＜記載例＞*  （１）第１回（契約締結後）前金払：契約金額の●％を上限とする。  （２）第２回（契約締結後１３ヶ月以降）前金払：契約金額の●％を上限とする。  （３）第３回（契約締結後２５ヶ月以降）前金払：契約金額の●％を上限とする。 |

２　前項第１号に規定する第１回前金払については、次条の第１項第１号に規定する第１回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払の請求を行った後の第１回前金払の請求は認めない。

３　第１項第２号に規定する第２回前金払については、次条の第１項第２号に規定する第２回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払いの請求を行った後の第２回前金払の請求は認めない。

第2条（部分払）

　業務実施契約（単独型）約款第16条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

|  |
| --- |
| *＜記載例＞*  *【調査業務の場合】*  （１）第１回部分払：第○次中間報告書の作成（中間成果品：第○次中間報告書）  （２）第２回部分払：第○次中間報告書の作成（中間成果品：第○次中間報告書）  *【業務実施・支援業務の場合】*  （１）第１回部分払：○年○月～○年○月までの業務の実施（報告書：第１回現地業務結果報告書）  （２）第２回部分払：○年○月～○年○月までの業務の実施（報告書：第２回現地業務結果報告書） |

２ 前項第１号に規定する第１回部分払については、第16条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第１回部分払の契約金相当額】×９／１０ － 【第１回前金払支払額】

３ 第１項第２号に規定する第２回部分払については、第16条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第２回部分払の契約金相当額】×９／１０ － 【第２回前金払支払額】

*（部分払の回数分だけ記載します。）*

**２．支払計画**

＜記載例＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 支払内容 | 支払予定時期 | 支払予定金額 | 契約金額の割合 | その他  （成果品等） |
| １ | 前金払  1回目 | ●年●月●旬 | \*\*\*\*\*\*\*\*\*円 | 契約金額の●％ |  |
| ２ | 部分払  １回目 | ●年●月●旬 | \*\*\*\*\*\*\*\*\*円 | 契約金額の●％ | 第1回現地業務結果報告書 |
| 3 | 前金払  ２回目 | ●年●月●旬 | \*\*\*\*\*\*\*\*\*円 | 契約金額の●％ |  |
| ４ | 部分払  2回目 | ●年●月●旬 | \*\*\*\*\*\*\*\*\*円 | 契約金額の●％ | 第2回現地業務結果報告書 |
| ５ | 精算払 | ●年●月●旬 | \*\*\*\*\*\*\*\*\*円 | 契約金額の●％ |  |

以上

|  |
| --- |
| 契約金額の割合についての補足説明   * 部分払額は、実費精算契約の場合は、請求時期にならないと正確な数字を算出することはできませんので、想定する割合及び支払予定額を目安として記載します。前金払の場合の上限数値とは意味が異なります。 * 精算払額は、最低でも契約金額の10%の割合としてください。 |